

嘉悦大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、嘉悦大学学則及び嘉悦大学大学院学則に定めるもののほか、嘉悦大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、専攻分野の名称を付記する。

(1) 学 部

学 部	学 科	学 位
経営経済学部	経営経済学科	学士（経営経済学）
ビジネス創造学部	ビジネス創造学科	学士（経営管理）

(2) 大学院

研 究 科	専 攻	課 程	学 位
ビジネス創造研究科	ビジネス創造専攻	博士前期課程	修士（経営管理）
		博士後期課程	博士（経営管理）

(学位授与の要件)

第3条 本学経営経済学部及びビジネス創造学部を卒業した者には、大学学則第51条の定めるところにより学士の学位を授与する。

第4条 本学大学院の博士前期課程及び博士後期課程を修了した者には、大学院学則第22条の定めるところにより、修士及び博士の学位を授与する。

第5条 修士の学位は、大学院博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）に2年以上在学して30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査及び最終試験（以下「修士の学位審査」という。）に合格した者に授与する。

2 大学院学則第8条の2の定めにより、特定の課題についての研究の成果（以下「課題研究の成果」という。）の審査をもって前項の修士論文の審査に代える者は、38単位以上を修得しているものとする。

第6条 博士の学位は次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に3年以上在学して16単位を修得し、かつ、博士論文の審査及び最終試験（以下「博士の学位審査」という。）に合格した者

- (2) 本学大学院の博士後期課程を経ずに論文を提出し、その審査と試験に合格して、かつ、前号と同等以上の学識があると認められる者

(学位論文提出手続き)

第7条 修士及び博士の学位授与に係る学位論文（第5条第2項による博士前期課程における課題研究の成果を含む。以下同じ。）1篇を提出しようとする者は、博士前期課程及び博士後期課程の最終年次の始めに論文の主題とその研究計画とを記載した研究計画書を作成し、研究指導担当教授（以下「指導教授」という。）を通じて大学院教授会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の学位論文は、当該課程在学期間中の所定期日までに、学位申請書に当該学位に係る学位論文4部（うち、1部は製本したもの）及び学位論文要旨3部を指導教授を通じて大学院教授会に提出しなければならない。

第8条 博士後期課程に所定の年数在学し、所定の単位を修得した者は、在学中に博士論文を提出するものとする。

- 2 博士論文を提出しないで退学した者のうち、所定の在学年数を満たし、所定の単位を修得した者は、退学日から3年以内に限り博士論文を提出することができる。ただし、博士論文の提出期間は在学年限の6年を超えないこととする。

(課程によらない者の博士論文の提出)

第8条の2 第6条第1項第2号により博士の学位を申請する者は、別表の審査料を添え、次の書類を指定部数提出しなければならない。様式は、大学指定のものとし別に定める。なお、参考として副論文目録及び副論文を提出することができる。

- (1) 博士学位申請書
- (2) 博士論文目録
- (3) 博士論文（デジタルデータを含む。）
- (4) 論文要旨（デジタルデータを含む。）
- (5) 履歴書
- (6) 研究業績

- 2 学位論文審査料は、学位申請受理後においては理由の如何を問わず返却しない。

(学位審査)

第9条 修士及び博士の学位審査は、大学院教授会の定める審査委員が行う。

- 2 前項の審査委員は3名とし、指導教授に、大学院教授会が選定する2名を加えるものとする。

なお、大学院教授会が、学位審査のため必要と認めたときは、他大学の大学院等の教員の協力を得ることができる。

3 学位審査の主査（以下「主査」という。）は、審査委員による互選とし、指導教授以外から選出する。

第10条 審査委員は、論文審査にあたって必要と認めるときは、論文提出者に当該論文の参考論文その他の資料の提出を求めることができる。

第11条 学位審査に係る最終試験は、提出された修士論文及び博士論文に関連する事項についての口述又は筆記による試験とする。

第12条 修士及び博士の学位審査は、原則として修士論文及び博士論文の提出された当該学期末までに終了するものとする。

2 第8条第2項及び第8条の2により提出された博士論文の学位審査は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

第13条 主査は、修士及び博士の学位審査終了後、他の審査委員と協議のうえ、速やかに学位論文内容の要旨、審査結果の要旨及び最終試験の結果に、学位授与合否についての意見書を添えて大学院教授会に報告しなければならない。

2 審査委員は、学位審査にあたっては、客観性及び厳格性をもって適切に行うものとする。

第14条 大学院教授会は、主査からの報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決しなければならない。

2 前項により議決するにあたっては、大学院教授会構成員の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、書面をもって他の構成員に委任した者は出席とみなす。

（学位記）

第15条 学長は、大学学部又は大学院の当該教授会の議を経て所定の学位記を授与する。

第16条 第2条に定める学位に係る学位記の様式は、別表の通りとする。

（学位の名称使用）

第17条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「嘉悦大学」と付記するものとする。

（学位論文の公表・保管）

第18条 大学は、博士の学位を授与した日から3ヵ月以内に、博士の学位に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第 18 条の 2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1 年以内に、博士の学位に係る論文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院教授会の承認を得て、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定により博士の学位を授与された者が行う公表は、大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

第 19 条 前条の規定により公表する場合、当該論文に「嘉悦大学審査学位論文」である旨を、また、当該論文の要旨には「嘉悦大学審査学位論文の要旨」である旨を明記しなければならない。

第 20 条 修士及び博士の学位に係る論文の原本は、大学情報メディアセンター図書館において保存し、一般に開示するものとする。

(学位授与の報告)

第 21 条 大学において博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、かつ、当該学位を授与した日から 3 ヶ月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の取消し)

第 22 条 修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は大学院教授会の議に基づき授与した学位を取消し、学位記を返還させる。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 教授会において前項の議決をする場合には、第 14 条第 2 項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第 23 条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に所定の手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

第 24 条 この規程の改廃は、教育研究協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. 経営経済学部経営法学科の平成 24 年度在学者の学位は、学士（経営経済学）とし、本学位規程を適用する。
3. 嘉悦大学大学院学位規則は、この規程施行と同時に廃止する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

